○農林水産省告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市付知町字正ケ脇一一四〇三の一六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字飯島字タロビ一八三二の一から一八三二の三まで・一八三二の二四・一八三二の三五から一八三二の三七まで・一八三四の二・一八三五・一八三八の一・一八四一・一八四二・一八四三の一・一八四四の一・一八四四の三・一八四五・一八四六（以上一七筆について次の図に示す部分に限る。）、一八三二の五、一八三二の二五から一八三二の三四まで、一八三四の一、一八三九、一八四〇、一八四三の二、一八四三の三、一八四四の二、一八四四の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　神奈川県三浦郡葉山町堀内字五ツ合一二四の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び葉山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡塙町大字湯岐字湯岐一三から一五まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市八鹿町小佐字井谷一二八一、一二八二、一二八四、一二八五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市十二所字大谷一の一から一の一七まで、字下小谷一の一から一の九まで、一の一一から一の二四まで、字内町八二三、八二四、字岩ケ鼻八二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷一の一・一の二・字下小谷一の一・一の二三・一の二四・字内町八二三・八二四・字岩ケ鼻八二五（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月十八日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　裕

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所

有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第101614号	化成肥料	有機入り化成肥料15号C	新日本園芸資材株式会社	愛知県蒲郡市浜町46番地
生第101615号	液状複合肥料	C液肥795	千代田肥糧株式会社	愛知県名古屋市港区藤前二丁目201番5
生第101618号	液状複合肥料	サンスポット	株式会社ツカダ	北海道斜里郡斜里町本町37番地24
生第101622号	化成肥料	旨味有機入り0782	クリエイトインターナショナル株式会社	大阪府大阪市中央区本町1丁目5番6号
生第101624号	液状窒素肥料	AS−LR158	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地